

## 説明会・公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上越都市計画の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和6年11月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

### 1 素案の概要

- ・上越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の一部（都市計画区域の規模及び区域区分の方針）の変更。
- ・上越都市計画区域区分（別紙「上越都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」）の変更。

### 2 説明会

#### (1) 説明会の日時

令和6年11月8日（金）午後7時から

#### (2) 説明会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎401会議室（上越市木田1丁目1番3号）

### 3 公聴会

#### (1) 公聴会の日時

令和6年12月5日（木）午後7時から

#### (2) 公聴会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎401会議室（上越市木田1丁目1番3号）

#### (3) 素案の縦覧

下記①から③において、令和6年11月5日（火）から11月15日（金）まで縦覧に供する。

①新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

②上越市都市整備部都市整備課

③上越市柿崎区総合事務所建設グループ

#### (4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者

上越市の住民及び利害関係人

#### (5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び上越市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

#### (6) 公述申出期限

令和6年11月15日（金）（当日消印有効）

#### (7) 公述申出先

① 上越市本城町5番6号（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

② 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

電話 025-520-5762

③ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）

上越市柿崎区総合事務所建設グループ

電話 025-536-6721

#### (8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

#### (9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

#### (10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の12

名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

(12) その他

関連する上越市決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

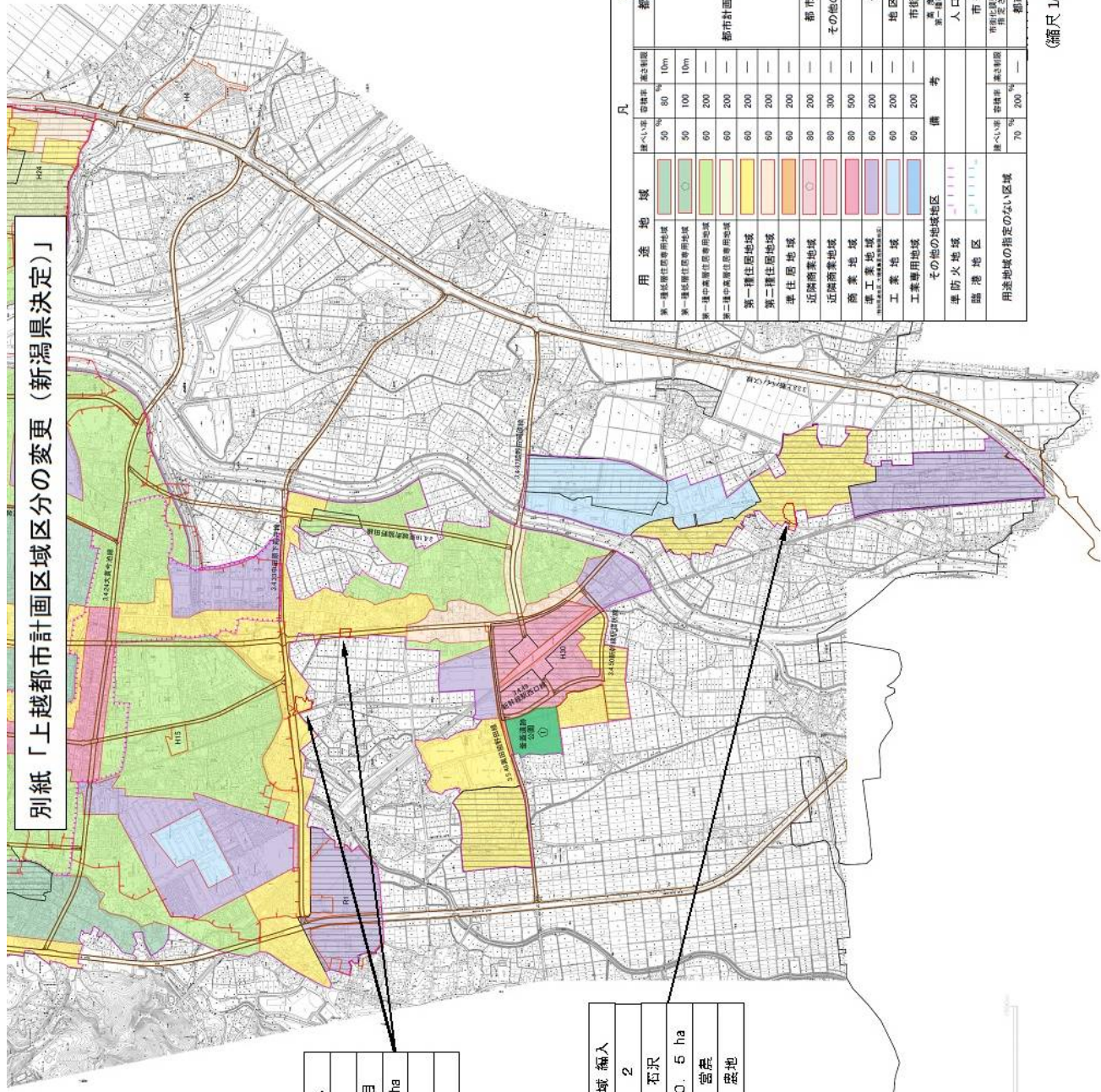
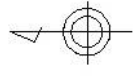
4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

別紙「上越都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」



市街化調整区域 編入	
地区番号	1
地区名	大和三丁目
面積	約0.7 ha
編入理由	営農
土地利用	農地

市街化調整区域 編入	
地区番号	2
地区名	石沢
面積	約0.5 ha
編入理由	営農
土地利用	農地

凡		用途地域		都市施設		備考	
幅員(m)	容積率	高さ制限					
50	80	10m	第一種低層住居専用地域	広域公園	◇		
50	100	10m	第一種低層住居専用地域	特殊公園	○		
60	200	—	第二種中高層住居専用地域	運動公園	◎		
60	200	—	第二種中高層住居専用地域	都市計画公園	□		
60	200	—	第一種住居地域	総合公園	○		
60	200	—	第二種住居地域	地区公園	△		
80	200	—	近隣商業地域	近隣公園	○		
80	300	—	近隣商業地域	街区公園	○		
80	500	—	商業地域	都市計画道路	—		
80	200	—	工業専用地域	その他の都市計画施設	▨		
60	200	—	工業地域	その他			
60	200	—	工業専用地域	地区計画区域	▨		
60	200	—	その他の地域地区	市街地開発事業	■		
70	200	—	準防火地域	高度利用地区	■		
70	200	—	臨港地区	第一種市街地開発事業	■		
70	200	—	用途地域の指定のない区域	人口集中地区	■		
70	200	—		市街化区域	■		
70	200	—		市街化調整区域で用途地域が指定されていない区域	■		
70	200	—		都市計画区域	■		

(縮尺 1/20,000)